

介護保険料を滞納し続けると…



特別な理由がないのに介護保険料を納めない場合、滞納している期間に応じて介護保険給付の制限措置がとられます。

1年以上滞納すると

利用したサービス費用はいったん全額自己負担となります。役場での納付相談後に保険給付費（本来の自己負担を除く費用）が、滞納者に支払われます。

1年6カ月以上滞納すると

滞納している保険料が納付されるまで保険給付費の一部または全部が一時的に差し止められます。滞納が続く場合は、差し止められた額から介護保険料が差し引かれる場合があります。

2年以上滞納すると

滞納期間に応じて、利用したサービス費用の自己負担額が3割～4割に引き上げられたり、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費などが受けられなくなったりします。

納期限までの納付が難しいときは、健康推進課までご相談ください！

〈問い合わせ〉健康推進課 TEL0967 (67) 2704

水道の使用開始・中止に伴う手続き



右記のような場合は、必ず水・環境課水道係への連絡と申請をしてください。(手続きがなされない場合は水道使用者にとって不利益が生じることがあります)

水道の使用を開始するとき（開栓）	水道の使用開始1週間前までに要申請
水道の使用を中止するとき（閉栓）	水道の使用中止1週間前までに要申請
水道の名義人を変更するとき（変更）	水道使用者の変更が分かり次第早期に要申請
水道の使用を止めるとき（廃止）	水道の設備を撤去する場合には事前に要申請

【各種申請方法】

水・環境課窓口での申請が必要となりますが、遠方の場合はFAX0967 (67) 2073での申請も受け付けています。各種申請様式や詳細などは村ホームページを確認してください。

水道料金の減免制度について

住宅施設内の水道管の破損などにより、水道料金が高額になった時は、減免申請がおこなえます。

【減免申請方法】

申請書類に漏水箇所の写真と修繕が完了したことの分かる資料（領収書など）を添えて、水・環境課水道係まで提出してください。水道料金の減免対象となるかを判断して、減免の手続きをおこないます。

【減免の対象とならないもの】

- ・蛇口の閉め忘れなど使用者の不注意によるもの
- ・使用者の管理不足による給水装置からの漏水
- ・過去に減免申請をした同一箇所による申請



水道各種申請



水道料金の減免

〈問い合わせ〉水・環境課 水道係 TEL0967 (67) 3176